

「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」意見募集結果

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
全般				
1	全般	<p>現在、県内においては数多くの太陽光発電設備が設置されています。中には、設置のために森林や農地などを開発したり、国立公園内に設置されている設備もあります。</p> <p>伊勢志摩サミットが開催地に決定された際、総理からは「サミットの舞台となる伊勢志摩には、悠久の歴史を紡いできた伊勢神宮、そして眼の前に広がる豊かな海、大小の島々や多くの入江など、美しい自然があります。まさに日本の「ふるさと」です。」と述べられており、この景観を阻害することがないように本ガイドラインで規定されることを望みます。</p>	①反映するもの	<p>本ガイドラインでは、防災、環境保全、景観保全の観点から、「設置するのに適当でない区域」等を設定し、十分な考慮の上、土地の選定、開発計画の策定を行うことを求めています。また、設計・施工時以降の段階においても、景観への配慮を求めています。</p> <p>なお、ご指摘の趣旨をふまえ、「2 目的」に「. . . 安全、安心な県民の暮らし、三重の豊かな自然環境と調和がとれた太陽光発電施設の適正な導入を進めるため、. . . 」の一文を追加します。</p>
2	全般	1. 太陽は、人類共通の恩恵を受けるエネルギーである。	⑤その他	三重県では、「三重県新エネルギービジョン」において、日照時間が全国平均より長い地域特性を生かし、太陽光発電の導入を促進しています。
3	全般	2. 利益は、原則として地元還元すること。	⑤その他	本ガイドラインは、防災、環境保全、景観保全の観点から、太陽光発電施設を適正に導入するための手続き等を定めたものであり、いただいたご意見は今回のパブリックコメントにおける意見公募の対象ではございませんので、回答は控えさせていただきます。
4	全般	3. 里は、家と森と川と田畑の4点セットで成立している。森が中でも、いのちをはぐくむ役割がある。	⑤その他	太陽光発電施設の設置にあたっては、安全、安心な県民の暮らし、三重の豊かな自然環境と調和がとれた適正な導入が必要と考えています。
5	全般	4. 里にある いのちの森は、伐採しないこと。	③実施にあたって参考とするもの	事業者による計画の早い段階からの地域住民への情報提供、法令や条例の遵守、地域住民の理解を得ながらの事業推進等を図ることにより、安全、安心な県民の暮らし、三重の豊かな自然環境と調和がとれた太陽光発電施設の適正な導入を進めることとしています。
6	全般	5. 森を切り、下流域で洪水が発生する可能性がある場合は、伐採しないこと。	③実施にあたって参考とするもの	いただきましたご意見を、ガイドラインの運用における参考とさせていただきます。
7	全般	6. 自治体が太陽光発電所を設置して、仕事を住民に与えること。	⑤その他	本ガイドラインは、防災、環境保全、景観保全の観点から、太陽光発電施設を適正に導入するための手続き等を定めたものであり、いただいたご意見は今回のパブリックコメントにおける意見公募の対象ではございませんので、回答は控えさせていただきます。
8	全般	7. 自治体の収入が厳しい時、太陽光発電の利益を、自治体運営に使うこと。	⑤その他	
9	全般	8. 電力の地産と地消を、強化すること。	⑤その他	
10	全般	9. 利益を、ほかに使わないこと。	⑤その他	
11	全般	10. 生物多様性を守り、絶滅危惧種の生き物を守ること。	③実施にあたって参考とするもの	<p>事業者による計画の早い段階からの地域住民への情報提供、法令や条例の遵守、地域住民の理解を得ながらの事業推進等を図ることにより、安全、安心な県民の暮らし、三重の豊かな自然環境と調和がとれた太陽光発電施設の適正な導入を進めることとしています。</p> <p>いただきましたご意見を、ガイドラインの運用における参考とさせていただきます。</p>

「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」意見募集結果

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
12	全般	11. 住民に危害を与えないこと。損害は出れば、救済すること。 (1～11)以上が、洪水を避けて、いのちの森を守るための住民の生活を守るための原則と思います。	②既に反映しているもの	本ガイドラインは、事業者に対し、事業計画作成の初期段階から地域住民との適切なコミュニケーションを図り、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう求めるとともに、被害が発生し、事業者が損害賠償責任を負う場合には、適切かつ誠実な対応を行うよう求めています。
13	全般	現在、太陽光発電の設置については、急速に伸びてきているようですが、その裏では近隣住民とのトラブルがあることをよく聞きます。地球温暖化防止とエネルギーの安定供給には、太陽光発電は万能とは言えませんが、一定の効果をもたらすことは間違いありません。設備を設置する側と地域の方々が共に納得いただけるよう、このガイドラインを事業者が確実に順守するための、指導、助言を徹底していただきたい。	③実施にあたって参考とするもの	いただきましたご意見を参考に、説明会等を通じ、事業者への周知を図るとともに、事業者に対しては、本ガイドラインに基づく事業実施を行うよう求めています。 なお、関係法令等の違反が疑われる場合には、市町と情報共有を図り、連携して対応するとともに、FIT法に基づく指導等の措置について国に相談を行います。
14	全般	遅きに失してはいるが、パネルの反射光・電磁波等、今まさに日夜生活に悪影響を受けている住民への対処の在り方・改善策の検討。	④反映することが難しいもの	本ガイドラインでは、事業者に対し、設計・施工にあたり、地域住民に与える騒音、電磁波、反射光を考慮し、地域住民の良好な生活環境を害することのないよう、適切な措置を講ずるよう努めることを求めています。既に運用を開始している施設については、本ガイドラインによる対応は困難と考えます。
15	全般	絶滅危惧の動植物保護に対する法律だけで、現状は対応できない。一定規模の森林確保・周辺環境の保全等（サシバの営巣）細部にわたる検討・指導を制度化すべき。	④反映することが難しいもの	事業者による計画の早い段階からの地域住民への情報提供、法令や条例の遵守、地域住民の理解を得ながらの事業推進等を図ることにより、安全、安心な県民の暮らし、三重の豊かな自然環境と調和がとれた太陽光発電施設の適正な導入を進めてまいります。 ご指摘いただいた内容は、法令や条例の規制基準に関する内容のため、本ガイドラインへの反映は困難と考えます。
16	全般	ガイドライン（案）を拝見させていただきましたが、やはり「配慮する」「務める」という言葉のもとに「必須」ではない為に今後もまた私共の様に悩み、苦しむ方々が出るのではないかと懸念されます。少なくとも、地域住民への説明会と同意書は必須なのではないでしょうか。	③実施にあたって参考とするもの	本ガイドラインでは、事業計画の初期段階で事業概要書を県及び市町に提出し、地域住民と適切なコミュニケーションを図ることを求めています。 事業者は、地域住民から本事業に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、合意書、協定書等の締結等を含め、誠意をもって対応し、理解を得られるよう努めることとしていますが、説明会の開催や同意書の作成については、それぞれの地域の実情に合わせた方法とするため、必須とはしていません。 いただきましたご意見を、ガイドラインの運用における参考とさせていただきます。

「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」意見募集結果

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
17	全般	<p>この地域の自然災害での心配は雨水の増加で田法面の破壊、土砂の流出で用水路の詰まり、気温の上昇での茶など農産物への影響、風の変化での生活環境変化が考えられる。また、獣害被害の変化（他区域への移動）他にも、電波障害など事業が運用されてから弊害が起きるかもしれません河川法など関係法令だけでは大規模（ゴルフ場）太陽光発電施設の対応ができないのでは、上記の心配ごとなど規制できる具体的なガイドラインを望みます。</p>	<p>③実施にあたって参考とするもの</p>	<p>本ガイドラインでは、事業者に対し、設計・施工、運用・管理、撤去・処分等の計画や排水、土砂流出などについて説明を求められた場合には、地域住民に説明することや、地域住民から事業に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、合意書、協定書等の締結等を含め、誠意をもって対応し、理解を得られるよう努めることとしています。</p> <p>いただきましたご意見を参考に、説明会等を通じ、本ガイドラインの周知を図るとともに、事業者に対しては、本ガイドラインに基づく事業実施を行うよう求めていきます。</p> <p>なお、関係法令等の違反が疑われる場合には、市町と情報共有を図り、連携して対応するとともに、FIT法に基づく指導等の措置について国に相談を行います。</p>

「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」意見募集結果

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
3 ガイドラインの適用対象範囲				
1	全般	「・・・施設規模50kW以上・・・」(※50Kw未満は国のガイドラインの規定に従う・・・とあるが)を、県の表現も「全ての・・・」としていただきたい。	④反映することが難しいもの	三重県内では、特に大規模な太陽光発電施設の事業において、自然環境や景観との調和が地域課題として顕在化してきたことから、保安規程の届出や電気主任技術者の選任など、電気事業法において特に安全性が求められる出力50kW以上の太陽光発電施設を対象とすることとしており、適正と考えています。
2	P3 ④	「(市町独自の条例等がある場合、本ガイドラインは)原則、適用外・・・」とするのではなく、県のもとで市町独自の細部が活かされるよう、且つ、県と密接に連動するよう、表現を改める。	③実施にあたって参考とするもの	市町が独自に条例、指導要綱、ガイドラインを制定している場合、本ガイドラインとの重複を避けるため、市町の条例等を優先としており、市町の条例等で対象とならない施設は、本ガイドラインの適用となります。 いただきましたご意見を参考に、市町と連携しながら運用してまいります。
4 用語の整理				
1	P3 ⑥	地域住民 自治会の住民とは入会者のみと理解しているのですか。	①反映するもの	太陽光発電施設の設置に伴い生活環境に著しく影響を受けるおそれのある住民の一例として「自治会の住民」の記載しましたが、誤解を生じないように、例示を修正します。

「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」意見募集結果

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
5 事業者が実施する遵守事項、推奨事項				
1	(1) 企画立案時 ア 土地及び周辺環境の調査、土地の選定、関係手続き (イ) 十分な考慮の上、土地の選定、開発計画の策定が必要な地域	届出手続き（森林法1ha未満等）のみで開発許可となり監視が行き届かず、結果、河川護岸周辺での竹林伐採・形状変更による河川への土砂崩れ・堆積の発生・森林伐採での土砂くずれが懸念される。それらの小規模事業に対しても防災面等のきめ細かい制度が必要。	④反映することが難しいもの	事業者による計画の早い段階からの地域住民への情報提供、法令や条例の遵守、地域住民の理解を得ながらの事業推進等を図ることにより、安全、安心な県民の暮らし、三重の豊かな自然環境と調和がとれた太陽光発電施設の適正な導入を進めていくこととしています。 ご指摘いただいた内容は、法令や条例の規制基準に関する内容のため、本ガイドラインへの反映は困難と考えます。
2	(1) 企画立案時 ア 土地及び周辺環境の調査、土地の選定、関係手続き (イ) 十分な考慮の上、土地の選定、開発計画の策定が必要な地域	四日市市景観計画、県景観づくり条例でも太陽光発電の項目もない、形態を変えない造成で対象となるのですか、25%の緑地のように現存を残すとか目安がほしいです。	④反映することが難しいもの	事業者による計画の早い段階からの地域住民への情報提供、法令や条例の遵守、地域住民の理解を得ながらの事業推進等を図ることにより、安全、安心な県民の暮らし、三重の豊かな自然環境と調和がとれた太陽光発電施設の適正な導入を進めていくこととしています。 ご指摘いただいた内容は、法令や条例の規制基準に関する内容のため、本ガイドラインへの反映は困難と考えます。 なお、県では、三重県景観規則を一部改正（平成29年4月施行）し、届出対象行為として高さ13m超または太陽電池モジュール（太陽光パネル）の合計面積1,000m ² 超等の太陽光発電施設の新設等を追加しています。
3	(1) 企画立案時 イ 地域との関係構築 (ウ) 地域とのコミュニケーション	「・・・地域住民と適切なコミュニケーションを図る・・・」とあるが、説明会とは形だけのもので事業者と地元住民の意見交換は成り立たず、また、現実的には事業者が先行して周辺自治会長職にあるものを取り込み、住民が本当の声を出しにくい環境となっている。 本来、住民の不安苦情を代弁すべき自治会長であってほしいが、住民代表としての意識義務など何処へやら・・・他の地域役員（水利・土地改良・営農等）も期待がもてない。 よって、県市町が先頭に立ち、本当に住民の不安を取り除くための解決策の提案等、事業への信頼が確保できる環境づくりのため、開発事業地域の現場に入ることを制度化すべき。（事業者主導の説明ではなく、行政主導で自治会を指導・問題提起・不安解決策の提示等・・・）	③実施にあたって参考とするもの	事業者による計画の早い段階からの地域住民への情報提供、法令や条例の遵守、地域住民の理解を得ながらの事業推進等を図ることにより、安全、安心な県民の暮らし、三重の豊かな自然環境と調和がとれた太陽光発電施設の適正な導入を進めていくこととしています。 本ガイドラインに基づき、地域住民の声に十分配慮し、誠意をもって対応することを事業者に求めていくこととしていますが、いただきましたご意見を、ガイドラインの運用における参考とさせていただきます。

「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」意見募集結果

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
4	(1) 企画 立案時 イ 地域との 関係構築 (ウ) 地域との コミュニ ケーショ ン	地域住民とのコミュニケーションをより詳細に定めるべき。一般市民は、太陽光発電による潜在的な被害を知らないので、事業者から説明を受けたところで自分たちの生活にどのような影響があるかなどわからない。 太陽光発電による影響を収集、公開しなければ、地域住民に本当の意味で説明したことにはならない。情報収集・公開に関しては、行政にお願いしたい。	①反映するもの	本ガイドラインでは、事業者に対し、事業計画策定の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図ることを求めるとともに、配慮すべき地域住民の範囲や説明会の開催、戸別訪問など具体的な対応方法について市町に相談することを求めています。 太陽光発電による影響の収集、公開に関しては、不適切案件の概要や地域住民等からの相談件数をホームページ上で公表する内容を本ガイドラインに追加します。
5	(1) 企画 立案時 イ 地域との 関係構築 (ウ) 地域との コミュニ ケーショ ン	そして、その資料を説明会資料に添付するようガイドラインに記すべきである。 将来的には、三重県の実家に帰りたいと考えています。三重県が帰りたい場所のままであってほしいです。	③実施にあたって参考とするもの	いただきましたご意見を、ガイドラインの運用における参考とさせていただきます。
1	(3) 運用・ 管理時	太陽光発電設備は固定資産税（償却資産）の申告対象となりますが、申告が必要であることをご存知ない所有者の方が多くいることから、償却資産の申告について記載していただきますと幸いです。 (案) 償却資産の申告 太陽光発電設備の所有者は、1月1日現在の設備等償却資産について、その所在地の市町村長に申告を行うことが必要です。	③実施にあたって参考とするもの	本ガイドラインは、安全、安心な県民の暮らし、三重の豊かな自然環境と調和がとれた太陽光発電施設の適正な導入を目的としています。 ご指摘の償却資産の申告については、本ガイドラインの規定により、事業者が県、市町に事業概要書を提出する際に、注意を促すなどの対応を行っていきたいと考えます。
2	(3) 運用・ 管理時	ア 保守点検維持管理→地域住民への定期報告が必要	③実施にあたって参考とするもの	ア 出力50kW以上の太陽光発電設備は、電気事業法に基づき、保守点検及び維持管理計画の策定や体制の構築を行わなければなりません。地域住民への定期報告は法律等で義務付けられたものではないことから、地域と事業者との間で確認していただき、地域の実情に応じて判断いただきたいと考えています。 いただきましたご意見を、ガイドラインの運用における参考とさせていただきます。
3	(3) 運用・ 管理時	イ 非常時の対処→事業者と地域自治会との連絡体制が必要	③実施にあたって参考とするもの	イ 非常時の連絡体制については、ご意見いただいたとおり、地域の被害防止及び被害の拡大防止のため、速やかな連絡体制が必要になります。連絡体制表の作成などについては、地域と事業者の間で確認していただくこととなります。 いただきましたご意見を、ガイドラインの運用における参考とさせていただきます。

「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」意見募集結果

番号	該当箇所	ご意見	対応	ご意見に対する考え方
4	(3) 運用・管理時	ウ 電波障害、獣害の項目が必要	②既に反映しているもの	ウ 本ガイドラインでは、国のガイドラインに基づき、設計・施工の段階で、発電設備からの電磁波や電線を通じた電磁波が周辺の電波環境に影響を与えるなど、地域住民の良好な生活環境を害することがないように、適切な措置を講ずるよう努めることとしており、太陽光発電施設が原因で獣害が発生し、地域住民の良好な生活環境を害する恐れがある場合についても、この項目に含まれると考えます。 なお、運用・管理時において、防災、環境保全、景観保全の観点から計画策定段階で予期しなかった問題が生じた場合、事業者には、適切な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うよう求めています。
1	(4) 撤去・処分時	FIT法改定に伴い、関係法令、条例違反等が判明した場合、改善命令、認定の取消を可能とする制度改正をした一方、事業が終了した際のパネルの廃棄等においては、ガイドラインだけで罰則規定がない。（廃棄物処理法の遵守は明記）したがって、将来的には残置や不法投棄が出てくる可能性が予想されるため、何らかの形でもう少し強い規制をかけておく必要があるのではないかと考える。	④反映することが難しいもの	事業者は、FIT法に基づき認定申請時に提出した発電設備の廃止計画や廃棄物処理法に基づき適切に廃棄すべきと考えます。 また、関係法令等の違反が疑われる場合には、市町と情報共有を図り、国に相談するなど連携して対応します。 ご指摘いただいた内容は、法令や条例の規制基準に関する内容のため、本ガイドラインへの反映は困難と考えます。
2	(4) 撤去・処分時	事業者の分散でガイドラインの対象にならないことを防止する事項が必要	②既に反映しているもの	本ガイドラインの対象施設とならない規模の太陽光発電施設であっても、国ガイドラインの規定に従う必要があることを本ガイドラインでは明記しています。
6 県、市町の役割				
1	(2) 市町の役割	地域住民からの相談への対応が無いのはどうでしょうか	⑤その他	本ガイドラインは、事業者が、太陽光発電施設の適正導入にあたり実施すべき事項を規定したものであり、地域住民から市町への相談は記載しておりません。